

## 那覇市立図書館 団体貸出利用について（利用案内）

2011年3月18日施行

### 1. 利用を受けられる団体

- ①那覇市内の事業所、機関または団体等とします。
- ②貸出を受けた図書を営利目的に利用しない団体等です。

### 2. 申込方法

- ①利用を希望する団体の代表者は、その所在を証明する書類と代表者の住所や勤務先などを証明するものを添えて、「団体貸出登録申込書」（第3号様式）を那覇市立図書館に提出してください。  
「団体貸出登録申込書」（第3号様式）が、那覇市立図書館から許可された場合には、利用者カードが発行されます。

### 3. 貸出期間及び冊数

- ①貸出の日から1ヶ月 100冊以内 ※延長はできません  
ただし以下の資料は貸出ができません。  
視聴覚資料(CD・ビデオ・DVD)、禁帯本及び中央館長が特に指定する物。
- ②大型絵本の貸出・返却は所蔵館の窓口にて持ち帰りのみ、2冊まで1週間の貸出となります。

### 4. 利用にあたっての注意

- ①選書は各団体で行ってください。  
(配送利用団体は配送日の1～2日前に来館し選書してください。)
- ②1ヶ月の長期貸出となるので、紛失や破損、汚損のないよう、大切に扱ってください。
- ③返却前に、貸出図書一覧により冊数の確認をしてください。紙芝居の場合は枚数の確認も行ってください。
- ④個人利用者と同様に、1ヶ月以上の延滞がある場合は、その延滞資料を返却するまで借りることができません。(予約・貸出サービスに支障をきたします。公平かつ効率よく貸出を行うためにご協力をお願いします。)
- ⑤図書を紛失や破損した場合は、代表者の責任において弁償となります。原則として紛失や破損した図書と同じ本を納めてもらいますが、絶版等で入手困難なものについては那覇市立図書館が指定した本とします。
- ⑥利用者カードの有効期間は翌年度の4月末日までとし、図書館で保管します。
- ⑦利用者カードの有効期間の更新を希望する場合は、団体の状況(団体名・所在地・代表者等)を確認するため、年に1度「団体貸出登録申込書」（第3号様式）にて更新手続きが必要となります。年度途中で代表者等の変更がある場合は、その都度届け出てください。
- ⑧ご予約は30冊まで、窓口と電話にて受け付けます。(ただし、電話では2冊まで)場合により、ご提供できないこともありますので、ご了承ください。
- ⑨登録館以外の図書館も利用できます。  
(団体の所在地等の記入が必要ですので、ご注意ください。)

以上の点を確認してご利用ください。